

三次市立保育所民間委託ガイドライン

三次市 子育て支援部 保育課

平成25年2月

1 はじめに

本市において、核家族化、少子化の進行、女性の社会進出の増大、就労形態やライフスタイルの多様化により、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中、出生数に比例して入所児童の減少傾向がみられる一方で、保育所への低年齢児の入所や延長保育の増加など、保育ニーズの多様化が顕著に表れています。

本市では、このような課題に取り組むため、平成17年3月には「子育てに夢がもてるまち みよし」を基本理念とした「三次市次世代育成支援行動計画」（前期計画）を策定し、5年経過した平成22年には、前期計画の評価・検証を行うとともに、より時代のニーズに応えるために、後期行動計画を策定しました。

保育所の民間委託については、現在、民間委託を行っている東光保育所は、平成18年2月に策定された保育所運営適正化計画に基づき、平成20年9月から「株式会社小学館集英社プロダクション」に委託し、平成24年4月からは6年間の業務委託を行っています。民間委託後の状況については、委託後の保護者アンケートや専門機関による第三者評価などからも高い評価がなされており、良好な運営がされています。

その後、民間委託を含めた三次市立保育所の今後の運営については、平成23年1月～3月に保育所運営検討委員会で検討・答申をいただきました。

その中では、保育ニーズの多様化や東光保育所の民間委託の検証、運営状況など総合的な観点から判断した結果、民間活力の活用は、時代の要請に応える施策の一つとして考えられ、行政が果たすべき役割と民間活力の活用による「民」の役割を明確にし、民間委託をはじめとした対応を早急に行い、安定と安心の保育運営を目指すこととされています。

特に、民間委託の対象保育所の選定は、保護者や地域への説明を十分に行ったうえで、民間での運営委託が可能な保育所から民間委託を進めていくようにとの提言がありました。

この答申を踏まえ、平成23年6月に「三次市立保育所の民間委託に係る基本方針」を定め、7月から8月に全保育所の保護者を対象に、説明会を開催し、ご意見をいただいています。

平成24年2月には、「民間委託対象の保育所の選定」を行い、立地・施設の基準とニーズ的基準で検討した結果、第一段階として、十日市保育所・愛光保育所・酒屋保育所の3所を選定し、3所の保護者会に対しての説明を引き続き行っているところです。

2 ガイドラインの目的

このガイドラインは、三次市の公立保育所の民間委託を行ううえでの基本的な基準・ルールを定めています。

また、ガイドラインを定め、市民や運営法人（事業者）等に広く示すことによって、民間委託に対する保護者の不安を解消し、円滑な実施を図るとともに、良好な事業者の参入を促すことを目的とします。

更に、民間委託後も保育所が地域において質の高い保育を安定的に提供することにより、子どもの育ちの支援と、保護者に対する子育て支援・援助の場としての役割を果たし続けることを目的としています。

3 ガイドラインの内容

（1）民間委託の基本的な考え方

市は、「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本として、行政と民間との適切な役割分担のもと、事業者による継続的かつ安定的な保育所運営による新たな保育サービスの提供が期待される「民間委託」（公設民営）を進めていきます。

民間活力の導入により、今日的な保育需要への対応や新たな子育て支援サービスの充実、効率的かつ安定的な保育所運営の展開を図ります。

民間委託では、保育所の施設及び敷地は市の所有（設置者は市）ですが、運営者は民間事業者になり、職員は民間事業者が雇用します。公設民営で、業務委託の一種であり、建物、備品等については貸与となります。

（2）民間委託にあたっての行政の責務

市は、子どもの最善の利益を優先し、安定した安心できる保育を確保するため、事業者の選定及び移行時の配慮や、委託事業者への指導・監督を行います。また、保護者、委託事業者、市の三者で組織する協議会において、委託事業者が行う保育サービスに関与・評価の機会を確保するとともに、改善について協議の場を設けるなど行政の責任を明確にし、民間委託に係る保護者や地域の不安感の払拭に努めます。

（3）民間委託の進め方

民間委託に関する情報提供、保護者・地域への説明や意見の聴取の機会の確保を図るとともに、民間委託に対する不安の解消に努め、保護者や地域の理解を得ながら、民間での運営委託が可能なところから民間委託を進めていきます。

① 民間委託対象保育所の選定

民間委託対象保育所の選定にあたっては、以下の基準に合致するものであることを基本とします。

ア 立地・施設の基準

- (ア) 施設や入所児童数の規模が十分にあり、委託後も安定的な保育所運営による保育サービスの提供やさらなる保育ニーズへの対応が期待できること。
- (イ) 建物が比較的老朽化していないこと。

イ ニーズ的基準

- (ア) 通常保育をはじめ延長保育等の多様な保育ニーズへの需要が見込まれること。
- (イ) 地域への子育て支援の充実が期待できること。

以上の基準により、まず、第一段階として、民間委託候補を、十日市保育所・愛光保育所・酒屋保育所の3所を選定しました。

② 事業者の公募及び選考方法

委託先は、保育に対する理念・目標が明確であり、その理念などへの方針や方法を具体的に示している事業者とします。委託期間は、安定した保育サービスの提供を図る観点から、長期間（5～6年程度）での委託とします。

さらに、委託事業者の公募にあたっては、児童福祉法、保育所保育指針及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たす事業者を基本に行います。

ア 委託業務が満たすべき必須の条件

- (ア) 保育所の運営については、児童福祉法、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、その他国の保育所通知関係法令通達に適合したものとして行うこと。
- (イ) 保育所の日常的な業務の運営に必要な維持管理を適正に行うこと。
- (ウ) 委託業務により取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

イ 事業者と市の役割分担

事業者と市の役割分担は、原則として次のとおりとします。ただし、表に定める事項へ異議のある場合または定めのない事項については、別途協議とします。

項 目	事業者	市
指導監査（保育計画等の状況、給食の状況、衛生の状況、職員の状況、災害対策、就業規則、予算、決算の状況）		○
入所決定、保育料及び減免決定の事務や補助等の申請		○
保育料の徴収		○
保育所運営（職員採用、保育内容と利用者へのサービスの提供について）	○	
施設の維持管理（施設の保守点検・法定点検）		○
包括的な管理責任		○

一般的な災害への対応（風水害・地震・火災）	○	
保育所の管理下における災害保険加入		○
安全衛生管理	○	
保育に係る苦情等の対応	○	

ウ 事業者の選考基準

選考基準は、事業の継続性・安定性等を審査するため次の点を重視します。

- (ア) 事業者は、児童福祉の理念・公共性・公益性を持ち、三次市の保育行政をよく理解し、保育内容を継承するものであること。書類審査（運営指針・ガイドライン等）、理事長・所長予定者とのヒアリングの実施により、運営の透明性や経営体質を確認する。
- (イ) 保育の内容については、「保育所保育指針」及び「三次市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を基本とし、子どもの権利を尊重する視点に立ち、保育の質の維持・向上を目指すこと。
- (ウ) 職員構成については、市が提示する職員配置基準を満たすこと。また、配置予定職員の年齢・経験年数のバランスをとり、所長予定者は保育所での保育士職務経験を10年以上有することとし、児童福祉に熱意と指導力のある者とする。保育士は保育所での保育士職務経験を5年以上有する者が、全保育士の半分以上を占めるとともに職員の雇用形態等を示すこと。
- (エ) 発達に支援が必要な児童の受け入れ・対応を行うこと。
- (オ) 移行前の年間行事、保育内容を継承すること。（行事を変更する場合は、保護者会と協議すること）
- (カ) 給食は自園で調理（市が作成した献立表で実施、3歳未満児に対しては完全給食を実施）を行い、アレルギー対応食を実施すること。
- (キ) 保育所の安全管理及び衛生管理については、法令等や施設の特性により児童及び職員の安全と衛生の確保に努めること。
- (ク) 市、保護者会、事業者との3者で月1回協議を行い、保育の充実を図ること。
- (ケ) セキュリティの対応、緊急時の対応マニュアル、夜間連絡体制を保護者に提示すること。
- (コ) 保護者会運営については、現状どおり公立保育所保護者会連合会と連携した活動を認めること。

エ 事業者の選考

選定については、専門的知識を有する学識経験者、保育現場経験者、保護者及び市民代表者などによる三次市立保育所業務委託業者選考委員会での審議を経て、保育の質を確保し、保育サービスの向上が図られるよう優良な委託業者を選考します。

事業者が決定した段階で、当該保育所の保護者だけでなく、市民にも広報を行い、当該保育所の保護者には、事業者からの説明会を実施します。

③ 引継ぎの方法

(ア) 市は、委託事業者の当該保育所に採用予定の保育士及び調理員を、引き継ぎ期間中に臨時職員として直接雇用します。当該保育所の引継ぎに係る職員は、市職員から保育所の運営や行事の引継ぎを受けるほか、日々の保育に関わりながら保育所の状況を把握します。引継ぎ期間は、3ヶ月以内とします。

(イ) 引継ぎ内容は、保育所運営、管理全般に関する引継ぎ、保育方針や保育目標、一時保育や特別保育、各種行事などの引継ぎ、入所児童の状況や地域性、関係機関との連携についての引継ぎ、懇談会や送迎時を利用した保護者との信頼関係の構築等です。

(ウ) 引継ぎのための市正規職員の人員は、保育士の概ね2割を上限とします。

【参考】愛光保育所—4名以内、十日市保育所—5名以内、酒屋保育所—6名以内

【※】民間委託候補保育所の状況 (単位：人)

保育所名	定員	児童数	正規職員	臨時職員	計	調理員
愛光	140	111	8	11	19	4
十日市	172	162	11	14	25	4
酒屋	140	144	11	19	30	4

④ 民間委託後の市の責任

(ア) 民間委託後も保育所の設置者としての市の責任は変わりません。事業者に対して、定期的に報告を求めるほか、実地調査などを行い、運営状況を把握し、必要に応じて指導・助言又は改善を指示します。

(イ) 保護者と当該保育所に問題が生じた時は、市がともに解決に向け努力します。

4 民間委託導入までのスケジュール

対象保育所の民間委託実施までの期間は、保護者や地域へ説明し、理解をいただいた後、適正な事業者の選定を行い、事業者が準備を行える期間とします。

<民間委託の説明から移行までの主な手順と期間>

	期 間	内 容
1		対象保育所保護者会等への説明と理解の形成
2	約3か月	委託事業者の公募・審査・決定 三次市立保育所業務委託業者選考委員会開催
3	約3か月	保護者・市・事業者との協議 (引継ぎ計画策定準備)
4	約3か月	引継ぎ (保育所へ委託事業者採用予定職員が直接雇用により従事)
5	引継ぎ終了後	民間委託の開始